

貿易ビジネスにおける電子呈示

－貿易決済の観点から－

岡 本 祥 子

Keywords : Trade Service Utility

LITE LC

UCP600

Bolero Settlement

はじめに

アメリカ発の経済危機は世界同時不況へと突入した。経済問題で倫理的側面を重視した理論を打ち立てたノーベル経済学賞受賞者である、アメリカハーバード大学のアマーティア・セン教授は、その危機の原因がグローバル化そのものではなく、アメリカの経済管理の誤りにあり、それが相互依存の進む世界に広がっていったと述べている。つまりグローバル化はその過程を可能にし、結果的に早くしたのである。彼は新自由主義という用語があるとして、用いているが、この新自由主義という用語が、もし市場経済に基礎を置くことを意味するだけなら、市場経済はどこにおいても繁栄の元となるということですばらしい結果となる。しかし、市場経済体制はいくつもの仕組みによって動いているし、市場はその一つに過ぎない。だから、特に主張していることは、市場の利用だけを考え、国家や個人の倫理観の果たす役割を否定するなら、新自由主義の将来は、飛躍発展しないだろうということである。正に、アメリカ発の問題は、ある部分ではこの倫理観からはずれたところと端を発していると思われる。

実際、アメリカの住宅価格下落をきっかけとして起こったサブプライムローン問題は、当初株価の下落など金融市場の混乱というかたちで

表面化した。大手金融機関の巨額の損失計上や関連業界の雇用削減、株式市場の長期低迷に伴う逆資産効果などを通じてアメリカの実体経済にも影響をもたらすに至った。特にサブプライムローンが証券化・再証券化といったプロセスを経て金融市場に拡散させたことが、倫理観からみた1つの問題点である。このことでリスクの所在・規模が不明確になったことも、金融市場における不安感をより一層増幅させることとなった。この問題は証券化商品に対し信用保険を供与する保険会社（モノライン保険会社）や政府系住宅金融機関の信用問題にも波及するに至って長期化の様相をみせた⁽¹⁾。

この問題の関連損失は、2007年にバーナンキFRB議長が出した議会証言の予測500億～1000億ドル程度から2008年には1000億～5000億ドルへと上方修正されその後8,000億ドルから1兆ドル超などへと状況変化し、時間とともに問題の大きさが再認識されるに伴って、世界貿易の伸び率は下方へと向かっていった。日本においては、2008年度の貿易バランスなどは前年比80%減まで下がったのであった。2009年度の現在、この比が少しずつ回復されていくことが期待されている。

この問題が起こるまでの世界貿易の伸び率は、非常に順調であった。伸び率は、価格要因（輸出価格指数）と数量要因（輸出数量指数実質、

貿易額と伸び率 Trade Value and Growth

		日本貿易(通関ベース) Trade of Japn (Customs-Cleared Basis)						世界貿易	
		輸出 Exports (FOB)		輸入 Imports (CIF)		貿易バランス Balance		World Trade	
		(億円) (¥100million)	前年比(%) Change from previous year	(億円) (¥100million)	前年比(%) Change from previous year	(億円) (¥100million)	前年比(%) Change from previous year	(億ドル) (\$100million)	前年比(%) Change from previous year
1968	昭和43年	46,698	(24)	46,754	(11)	▲ 56	(▲ 99)	2,420	(23)
69	44	57,564	(23)	54,085	(16)	3,479	(-)	2,770	(14)
1970	45	69,544	(21)	67,972	(26)	1,571	(▲ 55)	3,170	(14)
71	46	83,928	(21)	69,100	(2)	14,828	(844)	3,540	(12)
72	47	88,061	(5)	72,290	(5)	15,771	(6)	4,190	(18)
73	48	100,314	(14)	104,044	(44)	▲ 3,729	(-)	5,800	(38)
74	49	162,079	(62)	180,764	(74)	▲ 18,685	(401)	8,400	(45)
75	50	165,453	(2)	171,700	(▲ 5)	▲ 6,247	(▲ 67)	8,770	(4)
76	51	199,346	(20)	192,292	(12)	7,054	(-)	9,920	(13)
77	52	216,481	(9)	191,318	(▲ 1)	25,163	(257)	11,280	(14)
78	53	205,558	(▲ 5)	167,276	(▲ 13)	38,282	(52)	13,070	(16)
79	54	225,315	(10)	242,454	(45)	▲ 17,138	(-)	16,590	(27)
1980	55	293,825	(30)	319,953	(32)	▲ 26,129	(52)	20,340	(23)
81	56	334,690	(14)	314,641	(▲ 2)	20,048	(-)	20,100	(▲ 1)
82	57	344,325	(3)	326,563	(4)	17,762	(▲ 11)	18,300	(▲ 9)
83	58	349,093	(1)	300,148	(▲ 8)	48,945	(176)	18,460	(1)
84	59	403,253	(16)	323,211	(8)	80,042	(64)	19,560	(6)
85	60	419,557	(4)	310,849	(▲ 4)	108,707	(36)	19,540	(▲ 0)
86	61	352,897	(▲ 16)	215,507	(▲ 31)	137,390	(26)	21,380	(9)
87	62	333,152	(▲ 6)	217,369	(1)	115,783	(▲ 16)	25,160	(18)
88	63	339,392	(2)	240,063	(10)	99,329	(▲ 14)	28,690	(14)
89	平成元年	378,225	(11)	289,786	(21)	88,440	(▲ 11)	30,980	(8)
1990	2	414,569	(10)	338,552	(17)	76,017	(▲ 14)	34,490	(11)
91	3	423,599	(2)	319,002	(▲ 6)	104,597	(38)	35,150	(2)
92	4	430,123	(2)	295,274	(▲ 7)	134,849	(29)	37,650	(7)
93	5	402,024	(▲ 7)	268,264	(▲ 9)	133,761	(▲ 1)	37,820	(0)
94	6	404,976	(1)	281,043	(5)	123,932	(▲ 7)	43,260	(14)
95	7	415,309	(3)	315,488	(12)	99,821	(▲ 19)	51,640	(19)
96	8	447,313	(8)	379,934	(20)	67,379	(▲ 33)	54,030	(5)
97	9	509,380	(14)	409,562	(8)	99,818	(48)	55,910	(3)
98	10	506,450	(▲ 1)	366,536	(▲ 11)	139,914	(40)	55,010	(▲ 2)
99	11	475,476	(▲ 6)	352,680	(▲ 4)	122,795	(▲ 12)	57,120	(4)
2000	12	516,542	(9)	409,384	(16)	107,158	(▲ 13)	64,560	(13)
01	13	489,792	(▲ 5)	424,155	(4)	65,637	(▲ 39)	61,910	(▲ 4)
02	14	521,090	(6)	422,275	(▲ 0)	98,815	(51)	64,920	(5)
03	15	545,484	(5)	443,620	(5)	101,863	(3)	75,850	(17)
04	16	611,700	(12)	492,166	(11)	119,533	(17)	92,200	(22)
05	17	656,565	(7)	569,494	(16)	87,072	(▲ 27)	104,850	(14)
06	18	752,462	(15)	673,443	(18)	79,019	(▲ 9)	121,130	(16)
07	19	839,397	(12)	731,213	(9)	108,183	(37)	139,500	(15)
08	20	810,479	(▲ 3)	788,918	(8)	21,561	(▲ 80)	-	(-)

Note: 世界貿易は輸出額(FOB)

World Trade value is based on FOB values.

Source: Compiled from MOF's Trade Statistics on a Customs-cleared Basis and IMF's "IFS YearBook". 2008

Foreign Trade 2009 by Japan Foreign Trade Council, Inc.p.64

輸出)に分解されるが、2007年度は輸出価格伸び率が9.4%増(ドルベース、IMF)となり、価格要因が数量要因を大幅に上回った。為替変動要因も2007年の貿易額拡大に影響を及ぼした。また、日本円や香港ドル以外の主要通貨が対ドルで上昇したため、ドル建てでみた世界全体の貿易額が押し上げられた⁽²⁾。

過去10年間の貿易黒字の対名目GDP比を見ると、日本は平均で23%程度を維持している。一方、所得収支黒字も拡大を続けており、2007年は過去最高を記録した。国際収支の発展段階説によれば、日本は貿易よりも投資で稼ぐ**成熟した債権国**への移行が見込まれるが、少なくともここ10年間は、貿易でも投資でも稼いできたというのが実態である。趨勢的な円安や世界経済の拡大基調といった国際経済環境が寄与してきた側面もあるが、この10年間の日本貿易の変化は**多様化**という言葉でも特徴付けられた。具体的には、**輸出先と輸出品目の多様化**である⁽³⁾。

多様化の日本がこれからの関係で特に大切な国の1つとして中国をあげている。例えば、非貴金属資源の中でも埋蔵量が限られているか、経済的・技術的な理由で抽出が困難な金属をレアメタルというが、ハイテク製品の原材料を中心に広く使用されている。埋蔵量や生産量が特定国・地域に偏在している場合が多い。代表的なものとしては、小型電池などに使用するリチウム、コバルト、マンガン、超硬工具やフィラメントに使用するタングステン、特殊鋼などに使用するモリブデン、液晶画面などにしようするインジウムなどがある。また、レアアースは、スカンジウムやイットリウムなど計17元素の総称であり、蛍光体やレンズなど、様々な用途で使用される。これらレアメタル・レアアース類の貿易は輸出ベースで見ると急速に伸びている。中でもレアアースは、世界輸出の81.2%を中国が占めておりこれからの中国の資源保護・内需優先の動きにより、価格高騰の勢いはさらに増しており、日本にとって、これからの供給に懸念を抱いている状態であり、ますます中国との関係が重要なものとなる一例でもある⁽⁴⁾。

また、食料問題に関しても、食料自給率の低い日本にとって、考えていかなければならない重要課題の1つでもある。現在の世界の穀物需給状況は、天候変動と原油価格高騰が主因であった1970年代の食料危機時と比較して、より複雑化している。食料不足の恐れを受け、国内供給を優先して輸出規制の導入・強化を行う穀物輸出国が増えている。国連によると、今後約20年間で、世界の人口は毎年平均1億1千万人以上増加すると見込まれており、食料需要の拡大傾向は今後も続くことが予想される。よって日本においても、価格の高とまりにより、穀物貿易の拡大は大きな問題を抱えている⁽⁵⁾。

このような状況下において、日本にとり、必然的な取引が多様化すればするほど、その決済方法は、標準的な方式だけでなく、電子化の流れに向かっていくだろう。本稿では、変化の速い国際ビジネスの流れの中で取り扱われる商品の取引決済に焦点を絞り、従来の貿易決済で中心的役割を果たしてきた信用状取引一荷為替手形決済、即ち貿易書類を担保として担ってきた貿易取引一そして、その後の変革の基となるペーパーレスという電子書類と電子商取引の概念にそって、これからますます変化し続ける電子決済に的を絞り、これからあるべき商取引決済へと繋げる一考としたい。

1. 信用状統一規則の推移

旅行者信用状で見られるように、貿易決済に不可欠な信用状固有の機能は、もともと依頼人が信用状補強のために、発行者の高い信用を提供することにあった。これは持参人と受益者が同一人となる形態である。現在のロンドンにおけるMerchant Bank ないしAccepting Houseは、他地域特に外国にも名の知れた豪商である信用状発行商人が、発行者として手形引受け業務を本業とした経緯がある。このように、手形引受け業務を本業とするにいたって、そこに「発行依頼人」と「受益者」との分離が生じ、現代の信用状への先駆けとなったのである。

20世紀の初頭には、依頼人としての買主が指名する受益者が商取引の相手方である売主となったり、また、依頼人に代わって銀行が、自ら手形の名宛人となるなどの新しい形式の信用状に移行した時期でもあった。1927年、フランスとベルギーで取決めた、銀行の共同で決めた信用状に対しての一定のルールが、現行の「信用状統一規則」の元となった。その母体は英米の銀行を除いていて、完全な形ではなかったが、1933年度版「信用状統一規則」の誕生となった。

戦後、アメリカの発案により改定された1951年度版の「信用状統一規則」には、日本を含め30カ国の銀行が参加した。そして次には、アメリカおよび旧イギリス連邦の銀行が積極参加することになった1962年度版「信用状統一規則（ICC Brochure No.222）」⁽⁶⁾ がまとめられ、1972年3月には175カ国の銀行により採択されることになった。

このように外国貿易、為替取引の円滑化と発展のため、名実ともに、信用状を制度化することに成功した意義は大きい。しかしその後2カ年間の国際状況が複雑かつ変動に富み、商取引形態及び運送形態に大きな変遷があったため、1974年12月に統一し、1975年10月に発効とした改訂版がだされた。

そもそも統一規則の目的は、国際商取引を行う各国の取引者または取引相手に対し、紛争や誤解の原因を取り除くことにある。そのためには、まず、国際的に通用する言語で、考え方や言葉に統一性と正確性を持たせることである。次に、定義や用語を簡単明瞭にすることなどが必要である。

統一規則の冒頭に、“These Provisions and definitions and the following articles apply to all documentary credits and are binding upon all parties thereto unless otherwise expressly agreed” とあるように、高速性の適用力は弾力性がある。国際間にまたがる支払いの授受の媒体である信用状の円滑化により、信用状取引自体が、銀行の与信行為の保護下に置かれることにより、安全かつ確実なものとなるであろうし、その円滑

化のために、制度化が必要となったのである。

しかし、制度化といっても、法としての拘束性はないのである。起草者が銀行であることから、これは“任意的基準”ルールとなってしまうのである。この統一規則の採用は、各国における各銀行の判断によるものである⁽⁷⁾。1974年改定規則採択国においても採択するのは、ある取引を扱う一銀行の自由である。統一規則採択国といえども、各銀行に対する強制力はない。ましてD/P D/A取引において、信用状統一規則は何の拘束力をももち得ないのである。従って信用状統一規則は、この意味においても任意的基準ルールであることがまず指摘されなくてはならない。

商法の全分野に関して国際的統一が望まれている現在、ローマに本部をもつ私法統一国際協会、ユニドロワ“UNIDROIT”が1994年に公表した「ユニドロワ国際商事契約原則」“UNIDROIT Principles of Int'l Commercial Contracts”が国際的に評価されつつある。この採択者は、国連国際商取引法委員会であるUNCITRAL “United Nations Commission on Int'l Trade Law” と南北問題解決のため集められた国際貿易開発会議UNCTAD “United Nations Conference on Trade and Development” である。UNCITRALは1966年に発足した国際売買、国際運送、国際支払、国際保険、国際仲裁などが扱われる国際取引法規を扱う委員会、広範囲にわたるのでその利用の効果が期待されている。

1983年度版統一規則に引き続き、1993年度版信用状統一規則（ICC Brochure No500）において、時代的背景を伴った信用状の電子化の可能性についての直接的に支障をきたす条項はない。この場合、信用状の電子的な呈示は、通知銀行からみた場合、合理的な手法で誰がコミュニケーションを發したか分かればよいというレベルである。

国際間の物品売買において在来型の典型的な決済のひとつである信用状付取引では、買手が

自己の取引銀行に対し、売手を受益者とする信用状の発行を依頼することになる。売手は信用状に基づいて船積を行ない、信用状記載条項に合致した船荷証券を含む船積書類を作成し、為替手形を振出す。輸出地の銀行が船積書類を担保にし、その為替手形を買取することで売手は貨物代金を受領する。買手は信用状発行銀行に送付された取立手形を引受・決済することで船荷証券を入手する。またD/P (Delivery Against Paymentでなく、従来のDocuments Against Paymentである) D/A取引では、上記のプロセスを信用状なしで行なう。

しかしこの在来型の貿易取引は、様々な環境要因を受け、変化してくることになる。例えば、国際運送のコンテナ化は、荷役作業の敏速化を促し、加えて船舶の高速化、航空貨物の増加が、輸送時間をかなり短縮させ、大量貨物を一度に運送可能にする。また、企業自己資金の潤沢化、本邦為替管理の自由化、国際情報の充実化などで、決済の方法も変化することになる。

その変化に伴う決済の派生型がある。たとえば①荷為替手形によらない売手・買手間決済として、送金ベースでの決済 ②清算勘定“Open Account”、Netting (Bilateral or Multilateral) による貸借相殺 ③信用状付輸出為替手形の純取立扱い“Pretended Bills Bought, Post Payment Negotiation”これは手形買取による輸出金融は不要とされ、売手は買手の手形決済後に電信買相場で換算された円貨で手形代金を受け取る。④信用状のSilent Confirmation 通知銀行が発行銀行とは無関係に信用状の受益者に対し輸出に為替手形をwithout recourse条件で買取ことを確約する。⑤送金本邦ローン 船積書類は売手から買手に直送され、銀行は買手が持込むinvoiceと B/L Copyに基づき本邦ローンを実行する。また信用状条件に合致しない船積書類であっても軽いdiscrepancyについては、売手が銀行にL/Gを差し入れることにより手形買取が行なわれている。さらに買手への船荷証券全組または一部の直送を許容する実質stand-by L/C同様の信用状もある。以上に述べた変遷につい

ては、国際決済を理解するうえで、とても重要なことであるため、“荷為替決済に伴う変遷に関して”について、拙稿で述べたこともある⁽⁸⁾。

前述した、近年の激動の変化に伴い、2007年度版信用状統一規則 (ICC Brochure No.600) が、改訂された⁽⁹⁾。その特徴といえば、構造的な変更の一つとして、定義 (第2条) および解釈 (第3条) を扱っている条文の導入である。銀行により果たされる役割の定義及び、特定の用語及び出来事の意味を定めることで、その解釈及び適用を説明するために繰り返しとなる本文の必要性を回避している。同様に、解釈を扱っている条文は、信用状に現れる漠然とした、または不明確な言葉からあいまいさを除去し、UCP (The Uniform Customs and Practice for Documentary Credit) または信用状のほかの特徴を明確に解明することを狙いとしている⁽¹⁰⁾。また、電子呈示に関する (UCP600) への追補第1.1版 (Supplement for Electronic Presentation, Version1.1) を伴っている。それは、eUCPという頭文字語を用いて他の条項と区別している。

これは、紙の書類と同等の電子呈示に適応するためのUCP600専門用語を容認している。また、UCP600とeUCPの両方が一体となって働くことを可能にする必要なルールを定めた定義を、引き続き定めている。eUCPは電子的に呈示すること、または紙の書類と電子呈示の混合を許容している。だからこれを利用するものは、多くのUCP 条文が紙の書類と同等の電子呈示によって影響を受けないこと、そして、電子呈示に対応するためにいかなる変更も必要としないということを理解しなければならない⁽¹¹⁾。つまり1.1版の全条文は、それらが電子呈示に関係していること以外、UCP600と整合している。必要に応じて、紙の書類と同等の電子呈示に関連する独特な問題を解決するために、変更がなされている。

2. 荷為替手形決済と貿易電子化

従来、国際商取引に持ちこまれる決済手段に

は、種々のものがあるが、いずれを用いるかによって特殊具体的な環境のもとでの売手、買手の利害関係が規定される。そうした中にあり、両者の利害の均衡化を探るなかで、貿易決済は荷為替手形の出現を見ることになったのである。貿易取引のDocumentsの流れは従来の慣習・慣行とそれに基づいて構築されたシステム・業務のいちばん洗練された形である。この洗練された基本形は、次の新しい展開をするときに必要となるので、観点をかえて述べてみた。

すなわち、荷為替手形により決済をまず売手の立場から考えてみると、売手は約定品の船積を完了するや否や、船積書類を担保として為替手形を振り出し、これを為替銀行に買取らせて輸出代金を入手することができるのであるから、船積みとほぼ同時に代金はいはいるという意味で、C.O.D.にきわめて近い形で決済できることになる。もちろん売手にとっては、金額前払いほどではないが、延払いや分割払いや、あるいはまた普通為替手形による場合にみられる通常の危険負担からは、解放されることになる。

一方、買手の立場にたって考えてみると、延払いの場合の有利さはないが、前払いや分割払いの場合のように、契約時や船積時に契約金額の全額または一部分を支払われるのに比べて、この荷為替手形による場合には、約定品が実際に船積みされて、その積荷を証券化した船積書類という、いわば目に見えない商品と引き換えに支払えばよいので、支払いに対する不安が全然なくなる。すなわち、前払いの場合のように、代金は契約時に支払ったが、果たして契約条件通りに約定品が船積みされるかどうか、といった輸入品にとっての最大の心配が一応解消されることになる。したがって、買手の立場からみても現品引換払いに近い形で取引できることになるので、結局、売買の当事者間における危険負担の均衡について、ほぼその目的が達せられるかにみえる。

そもそも、船積書類は、積荷を運ぶ船とは一緒に送付せず、関係書類を第一券、第二券に付帯させて航空郵送させるので、従来、積荷が目

的に到着する前に、すでに到着しているのが通例であった。巨大な量の鉄道貨物でも、一枚のB/Lで、取り扱われており、ましてや、トラック、鉄道、航空運送は、航海中心時代の頃と比べて事故も紛失も少なくなっているのである。また、運送の主流がコンテナ輸送の現代においては、海上危険の保険負担率が大幅に下がるくらい事故はほとんど無くなっている。

このように貿易環境の変化に伴ってさまざまな形態や書類の変更が必要になるのである。

貿易取引に電子書類の導入が求められる背景には、現在における世界経済のグローバル化に伴うインターネットによるネットワーク化がある。書類を中心とした情報交換では、コストがかさみ、非効率である。従来の貿易取引では、多数の書類の作成と管理、そして、数多くの取引当事者間の書類のやり取りや記載事項のチェックなどが書類中心で処理されている。そのために、書類の作成・管理コストは、取引の増大と共に増加し莫大な額となっている。

また時間の誤差が「船荷証券の危機」とよばれる問題を引き起こす。これは、コンテナ船などの高速化で仕向港に積荷が着いても、銀行経由の船荷証券が到着せず、積荷が下ろせないという状態がある。もちろんこの問題に関しては、實際上、L/Gを売手が船会社に差し入れることで、船会社はB/Lなしで物品の引渡しを行なっている。だが、このことで船会社が負うリスクは大きい⁽¹²⁾。

このように、書類をもとに構築された在来型の貿易取引には、環境変化に伴い色々な問題が生じてきた。このような状況に対する対応策として日本では、まず船会社とフォワーダーあるいは荷主などを結ぶPOLINETやS.C./S.F .Netを利用してきた⁽¹³⁾。

貿易取引における電子書類の普及を複雑にしたのが、電子書類の供給者と需要者が同じプラットフォームに存在し、電子書類における規格・フォームの標準化が企業戦略として全てに利用出来ないところにあった。

それが、2009年になると、NVOCC（非船舶

運行業者)の国際組織TANDEMが、統一BLタンデムBLの発行体制を整備し、4月から運用を開始した。従来、米メンバー店社のCHパウエルが発行を代行していたのを、北米向けを除いて統括機関タンデム・グローバル・ロジスティクス・ネットワーク・UA(TGLN)による一括管理に変更した。同時にクレーム処理体制の整備や起用する保険会社米AVALONも決定した。日本からは参加しているのは東海運輸〔株〕である。BL名義にタンデムを利用することでの顧客への直接のメリットはないが、メンバー店社では知名度と信頼性の向上による貨物取扱いの拡大が狙いとされる⁽¹⁴⁾。

また、金融機関を結ぶ全銀システム、国際間ではSWIFT(The Society for Worldwide Interbank-Financial Telecommunication)、あるいは金融機関と企業を結ぶファームバンキングや業界VAN等が構築されている。

SWIFTやTT-CLUB[Through Transport (mutual insurance association) CLUB]が発起人で、SWIFTは銀行約7,000以上、そして、TT-CLUBは海運会社、大手フォワーダー、港務管理当局などが参加している相互保険組合が、BOLERO (Bill of Lading Electronics Repository Organization) という組織を設立した。ここは貿易金融サービスを提供する企業体であり、中立的存在をうたっている。BOLEROとTEDI(Trade Electronic Date Interchange)は共に貿易金融EDIと呼ばれている⁽¹⁵⁾。

貿易金融EDIに対するメリットは、まず書類偽造、変造が防止される。「B/Lの危機」の解消策である書類の搬送が迅速化される。それゆえに搬送コストの削減、搬送中のリスクが削減される。また電子書類の保管管理の迅速化により、一元化などがされやすい。そして、貿易関係書類の処理効率の向上がなされ、そしてチェック作業の簡素化、もしくは自動化される。

もともと、貿易金融のEDIのデメリットは何かといえば、「安全性」の問題であった。これは技術面だけでなく法制面、行政面、事務面、運用面などいろいろな局面におけるリスクに対

するもので、偽造・変造リスクの回避、安く確実な保管管理など安全な取引が期待されるが、難しい面も多数存在する。特に、「貿易関係書類相互間のチェック」においてチェックを自動化にするのは大変な作業であったらう。

貿易取引は、物品の売買契約、物品の運送、代金決済などにより金融取引をその主要な構成要素とするため、その過程において、売買当事者、銀行、運送業者、通関業者、検数・検量業者、倉庫業者、保険会社、許認可官庁、港務管理当局等、異なる国々の多種多様な業界・業種に支えられて、取引が履行されていく。

電子書類の価値は、まず、いかに多くの取引相手が電子書類ネットワークに参加しているかに強い影響を受けるが、貿易取引を考えた場合に実際にはネットワークに参加する数が問題となる。次に、電子書類の価値は電子書類を使用している企業がいかに数多くの相手先と取引をしているか、どれほどの規模なのかで決まる。

したがって、貿易取引を電子化する場合、このように異なる業界・業種の多数の関係当事者が関与し、異なる法律の関係当事者間で電子書類の交換がおこなわれるという事実を踏まえて、法律的に安全で確実な環境を構築する必要がある。

貿易電子化の背景として、第一に、SCM(Supply Chain Management)の進展がある。部品の調達・生産・販売・物流・金融の業務の流れを一つの大きな供給のチェーンとして捉え、ITを使って融合させ、スピード化・効率化を図る経営手法で、Time to Delivery即ちスピード化によって収益増・コスト削減を図る。Time to Market即ち受注から納品までスピードアップさせ、物流・在庫の合理化を図る。Time to Volume即ち大量生産にはいるまでをスピードアップさせる。そのためにはSCMのデータ元管理・効率化・スピード化のインフラ・電子化が必要となる。

第二に、9.11テロ事件後、各国のセキュリティ強化の対応に一役買ったのも電子化である。特にアメリカでは、通関手続・検査がきわめて厳

格になった。特に〔船積24時間前ルール〕がカナダ・EU・豪州にも適用され、急遽、電子化が必要となった。それに伴い税関の役割も輸出入の通関から国家安全保障を担う機関へと変化していった。

第三に、港湾・通関手続の窓口一本化・簡素化である。これは関係官庁などが港湾手続・通関手続が複雑で、窓口も多すぎることから負担を軽くするため、手続き・検査を簡素化し、窓口一本化にする。また、日本の港湾競争力を増やすために、貿易の電子化を整え、利用しやすくする。また、それが24時間税関や税関手数料引き下げへと動くのである。

日本企業は、海外現地法人数が、増加し、現状との商流・金流を効率よく管理していくために、データの電子化が必要となる。つまり、第四として、企業のグローバル化の進展により電子化を促進させることになる。

第五は、銀行のdocumentsベースの事務やデリバリーが、特にアジアにおいて、貨物の到着より遅くなってきた。例えば香港などの船積は、24時間で土日も実施し、日本へは3～4日で到着するが、銀行側の外為書類は土日が入れば5日間かかるので、貨物より遅い到着となってしまう。また、企業の自衛手段としてB/L一部直送条件が増加したため、電子化による迅速化要望が特に強くなった⁽¹⁶⁾。

3. 電子決済

従来の貿易貨物に対する決済方法として、①送金ベース (OPEN ACCOUNT) ②取立ベース ③信用状買取ベース④決済前払と大きく4つに分けられる。

その中で今後、世界の貿易決済は更に、送金ベース即ちOPEN ACCOUNT化が進んでいくことが考えられる。一方この進展に反して、中国などアジアや新興国をのぞいてL/C・ドキュメンタリー決済のウェイトは下がっていくことになるだろう。

OPEN ACCOUNT領域の更なる拡大が見込ま

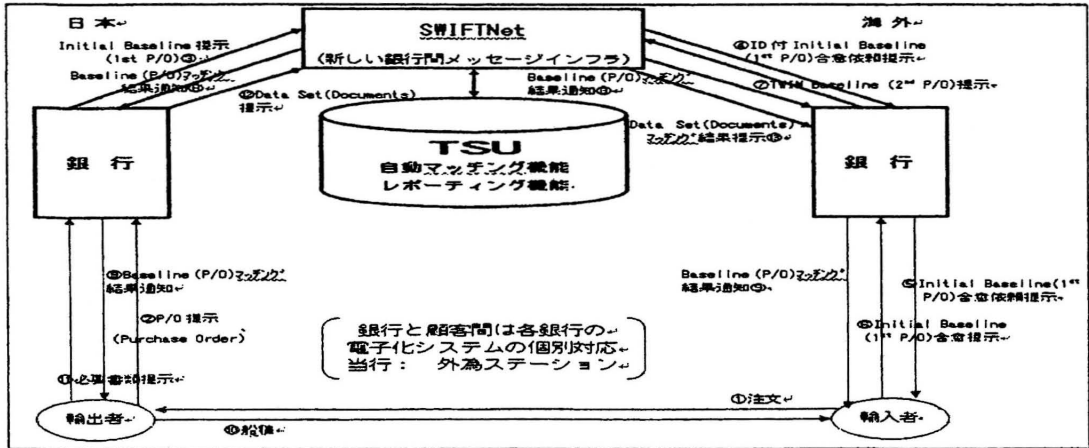
れることで、銀行側からみると、まず書類チェックなどの業務負担は軽減されるが銀行の収益は減少することとなる。つまり、送金ベースはDocumentsが銀行に持ち込まれないので貿易の商流情報が分からなくなるというマイナス面が生じるため、一見、矛盾しているように思えるが、銀行としては、その詳しい情報を入手したいニーズがあるし、また、L/CベースのL/C開設料のように、送金ベースより高い収益性を確保したいというニーズも大きい。このように貿易決済に関する様々なニーズのなかで、全てのニーズを満足させる手段がOPEN ACCOUNT化の拡大に伴って出現する。

顧客側から見ると、送金ベースだと、L/Cベースと比べて銀行宛支払い手数料が安くなり、銀行宛提出書類が軽減されることになる。また、輸出顧客にとってL/C決済ベースだと、輸出者側銀行が船積書類を買取するかたちで船積後すぐ現金化されるが、送金ベースだと本来の代金回収が2～3ヶ月後となるので、現金化が遅くなる。その上、輸出者は輸入者を独自に信用判断しなければならず貿易決済リスクが上昇する。

これらのマイナス面を改善した形で、TSU (Trade Service Utility) の重要性が顕著となってきた。例えば、TSUだと、まず輸出者が銀行から貿易ファイナンスを受け易くなり、決済のリスクを最小限にすることもできる。そして送金並みの迅速性を確保、コスト面も押さえられるといった、これら全ての条件を満足させる手段として、これからTSUがその役割を果たすと期待されている。

TSUとは、世界の主要銀行間での決済ネットワークSWIFTが主導で、外為に強い世界の銀行との間で分析・議論して開発されたものである。銀行間での貿易電子化の仕組み〔ビジネスモデル〕をさしている。これは、従来、世界の銀行間での輸出入などの貿易書類は紙ベースであるが、「船荷証券の危機」の言葉であらわされるように、貨物が先行して到着するなど時間がかかりすぎる時代となってきた。こうしたことから、企業の物流と資金決済の効率化のために

TSUスキーム図



(出所) 三菱東京UFJ銀行国際業務部・外為事務部TSU説明資料

TSUは、それぞれ迅速化・利便化を追求し、まず貿易データのドキュメントチェックの電子化による自動チェックを目標においた。また、こうした貿易の電子データを通関業者や船会社などの電子化とも相互相乗りできることも考えて、TSUが編み出された。

TSUは、貿易の当事者である輸出者、輸入者、輸出側銀行、輸入側銀行の4者を中心に、銀行間で貿易書類の電子化を行い、まず、ペーパーレス化し、定型のフォームにする。それを電子データにてドキュメントチェックし、マッチングサービスを行う仕組みである。

この仕組みを活用し、銀行は企業に、より早く、より簡便なサービスができる。それは柔軟な貿易書類の処理と貿易ファイナンス提供の機会を広げ、また銀行自身の事務合理化を可能にさせることになる。また、企業はTSUを使ってSupply Chain Managementのいっそうの合理化、ビジネスチャンスのスピードアップなどを可能にする。

TSUは、貿易電子化商品 Boleroと異なり、銀行間の貿易電子化メッセージインフラであり、船会社、通関業者のインフラとも別個のものである。つまり企業はTSUに加盟する必要はないが、企業から銀行への貿易電子データベースは利用可能である。

TSUにおける決済に向けた新しい流れは、輸出入のL/CベースのTSUはLite L/Cまたはe-L/Cの名称にて、SWIFTが要件を固めており、2008年11月からスタートしている。これはL/C付のドキュメンタリーベース〔電子信用状〕まで開発することになる⁽¹⁷⁾。

三菱東京UFJ銀行国際業務部外為事務部の説明資料によると、第一フェーズで銀行は、商品の受発注のPurchase Order (Sales Contract)を基本データとし、その中の必要最低限となる約120の項目を抽出し〔キーデータ・エレメント〕、貿易の相手国の銀行にそのデータをSWIFT NetにのせてTSU経由送付することで、データを関係銀行間で共有し、P/O (Purchase Order)とInvoice, B/Lとの銀行側での煩雑なドキュメントチェックや消し込み業務を自動化する。

顧客が作成するP/O売買契約書をベースに輸入銀行がInitial BaselineとしてTSUに掲示し、これに基づいて輸出銀行も輸出者からの売買契約書の貿易データを入力し、機械で貿易書類の整合性を自動チェックする貿易書類B/L/Invoiceを輸出銀行が入力し、Data Setに変換して掲示する。

銀行と顧客の間のデータのやり取りは紙ベース・Fax・Webベース、各々の銀行のシステム状況に合わせていかようにでも可能である。銀

行は顧客から受け取ったデータを手入力または電子でXML (Extensible Markup Language) 転換しTSUに送信する。

TSUの活用により、銀行は独自の電子基盤がなくともクロスボーダの電子貿易金融チェーンに入ることが出来、TSUを使って貿易ファイナンスとSCMの物流の合理化に寄与するサービスを付加価値としてつけていくことになる。

同資料からみるとTSU利用の銀行と企業の共通メリットとしては、①貿易の実態がTSUによってコンファームでき、偽造・架空の貿易取引や条件を防ぐことが可能となる。②輸出・輸入とも、TSUを活用することにより、銀行にとってのリスクも小さくなることから、銀行からの貿易ファイナンスを受けやすくなる。③貿易の決済スピードが電子化により早くなり、資金コストの軽減や貨物の引き取り早期化が図れる。④TSUを本格的に活用することにより、顧客のSupply Chain Management の合理化進展に寄与できる。

輸入者のメリットとしては、①相手の輸出者のリスク、取引状況やコスト構造にあわせたプライシングの設定が可能となる。例えば、 L/Cベース・新規顧客・リスクが高い顧客・輸出者に取引銀行から輸出ファイナンスを受けられやすくさせる。 LiteL/Cベース・リピータ顧客・輸出者に取引銀行から輸出ファイナンスを受けられやすくさせる。 L/Cなし (D/P・D/A) ・リスクの低い顧客〔子会社など〕 送金ベース (TSU) TSUを活用することにより輸出者に取引銀行から柔軟にPurchase Order Financeを受けられやすくさせる。 送金ベース〔一般〕・リスクの低い顧客で、貨物の安全性の高い取り引きなど。②Purchase Order Finance など、顧客のニーズに合わせたファイナンスの享受が出来る。③煩雑なL/C発行などの書類作成の手間が省け、事務の合理化が図れる。④輸出者へのファイナンス機能が付けられる。

輸出者のメリットとしては、インボイスネゴシエーションなど貿易ファイナンスの弾力的享

受 (Invoice Negotiation/Invoice Discount) や顧客内部での事務管理コストの軽減化、また貿易書類作成の事務プロセスの簡素化などがあげられる。

近年、インターネット、ブラウザソフトなどネットワーク関連技術の発展によりIT関連技術がさまざまな業界分野で急速に適用され展開されている。内外で実験段階の電子マネー、アメリカ・オンライン、ヤフーなどの大手ポータルサイトのサイバーモールなどに象徴されるBtoC〔企業一個人間〕取引はもとより、電子ブローキング、株式売買の電子化、商品先物、金融先物取引、企業間相互間の取引、いわゆるBtoB〔企業間〕や政府関係を中心としたCALS (Commerce At Light Speed) 導入の動きにいたるまで、商取引の電子化は業務の種類、業界、国境を超え、国家の経済活動にいたるまで広範囲にわたり展開されて急速な発展を遂げている。

おわりに

そもそも、企業の取引においてコンピュータは、今日のECブームが始まる30年も前にその利用が進められている。まず、企業の受発注業務において求められる機械的な正確さ記録性は、60年代に入るとすぐにこの分野へのコンピュータの導入を促した。この受発注の段階でのコンピュータの利用は通信システムと連動した電子受発注システム：EOSは、付加価値通信網：VANの出現によってその活用がいつそう高まっていった。

この分野におけるコンピュータの利用が最も早い段階での電子商取引という事になるだろう。

また1960年代後半からは金融機関の業務の電子化が急速に進んでいった。まず最初に同一金融機関でのオンライン化が進み同一金融機関ならばどの店舗であっても預金の出し入れが可能になり、つづいてCDの利用、公共料金の自動引き落としが可能となった。1965年にアメリカで販売時点情報管理=POSが開発され、顧客との現金決済を効率化させるための顧客カードシ

システムなどとも組み合わせさせたコンピュータが導入されるようになった。POSは小売店で商品を売ったのと同時にその時間、商品、金額、顧客の情報などをデータベースとしてまとめ、把握できるようにするシステムである。このシステムの出現により、受発注業務が格段に簡易化されることとなっただけでなく、顧客のニーズを数値としていち早く大量の情報を把握することができるようになったことから、市場情報の分析力を大幅に向上させ、受発注の予測制度が格段に向上したのみならず新製品の開発に活用されるまでになった。1973年には各都市銀行、地方銀行間で為替の取引を可能とする全国銀行データ通信システムが稼働し始め、1970年代後半からはCDに代わってATMが導入された。

各金融グループ内でのオンライン化が進み、1980年代後半以降になると各金融機関と、企業を直接結び即時の資金移動を可能としたファームバンキングが実施されるようになった。今現在においてはパソコンの各家庭への普及とWWWの発展、および決済システムの確立とともに急速に発展しつつある⁽¹⁸⁾。

また運輸業界の電子商取引システムは、30年前に各運送業者同士の電子商取引の規格の統一が進められていた。TDCC (Transportation Data Coordinating Council) による規格開発である。当時産業のグローバル化が進みはじめていたのと同時に各運送手段間での頻繁な積替えが行なわれるようになったことから、それぞれの運送業者が個別に伝票を作成していたのでは事務が煩雑になりすぎてしまうため、同一規格のEDIがどうしても必要になったわけである。この規格は1975年に完成し、運輸業界の書類手続きの簡易化に役立っただけでなく、他業界からもEDI規格の雛型のひとつとして利用されることとなった。ウォルマート社、Kマート社、シアーズ社、トイザラス社などの大手の小売チェーン店は、それぞれに独自のEDIシステムを構築した⁽¹⁹⁾。

次に、貿易関連からみたここ2-30年間の電子化の流れをみると、以下ようになる。1980年代には運送証券の電子化の試みが行なわれた。これは、全書類のEDI化が不可能なことやL/C条件とのチェックが難しいことで実用化には至らなかった。1990年代には技術基盤が変化し、インターネットなどの社会的展開が成された。大型コンピュータによる中央集権的なシステムの時代から、パソコンによる分散処理の時代への変遷とインターネット関連ソフトの発達へと移った。そのために異機種間の接続が可能になったので、Bolero International Limited が設立され、事業化に踏み切った。貿易取引関係諸国の貿易金融EDI取引に対する環境整備を持つことなく、この取引を可能とするための統一的な契約を制定することで当事者にその法的基盤を提供し、かつ書類による現在の取り扱いをシステム的に規制することで有価証券のある船荷証券性の取扱いを可能とした。

これら情報化に観念的基礎を与えているのは何かというと、その概念はテクノロジーが導く可能性によって裏打ちされてはじめて成立するモノである。情報通信技術とは意味の伝達・蓄積・処理加工において時間と距離を克服するための技術であり、その進歩の目標はその可能性を限りなく完全化することにある。しかし時間の距離の克服という過程が進んでいけばいくほど、むしろ克服の程度の優劣は際立ってき、それが価値をもち始める。そうして発生する社会的資源が「情報」である。

これからも、商取引が電子化によってもっと大きく変化することは、予測がつくことである。電子化に伴って、今まで特別の範疇に置かれていた貿易取引も、大きな商取引の中に取り込まれていく。国境というものを考えたばあい、各国の法的規制をどのように共通概念に限りなく近づけるかという問題になるし、全ての国が電子化されたと仮定した場合、従来の貿易取引の中心問題は、金融、情報と、物理的な観点から生じる輸送の3点へと集約されていくだろう。ただし、電子化については、各国とも経済水準

が異なるためにインフラのための高額投資をどこまでできるかになると、高度な技術をもった国とそうでない国の際立った二極分解が起こり、前述したように書類取引と電子取引はしばらくは併存していかなければならないだろう。

これからの決済関係の現状および展望は、物流合理化や仕入れ、生産、販売の効率化・迅速化を経営全体で捉えるSupply Chain Managementの中にあるといっても過言ではない。

三菱東京UFJ銀行佐藤武男氏が主張されるように銀行は貿易の川上から川下までの様々な分野で、ファイナンスにとまらず、幅広いTrade Solutionを企業に提供することが求められる。同様に貿易においても輸入者、輸出者、船会社、通関業者などの貿易当事者の電子化が独自に、また銀行を伴いながら進んでいる。

SWIFTのTSUは世界のグローバルスタンダードになりうるもので、銀行間のメッセージ電子化から入ったものであるため、浸透力は十分にある。だから、貿易当事者がTSUを活用することで、企業のサプライチェーンマネジメントや船会社、通関業者の電子化ネットワークの同じ土俵に上げられるようになった。

銀行はTSUを活用することで、伝統的なL/C決済と送金決済に加えて、第3の貿易決済としてのTSU決済を創出し、ファイナンスや各種貿易サービスの強化につなげていくことが大事である。また、今後銀行間の貿易データの電子化であるTSUとアジアの荷主と税関の間の貿易データの融合が図られることが、真のSupply Chain Managementの発展のために必要である⁽²⁰⁾。

注

- (1) 『ジェトロ貿易投資白書2008年度版』ジェトロ発行2008年9月p.1
- (2) 同携白書 p.7
- (3) 前携白書『ジェトロ貿易投資白書2008年度版』p.25
- (4) 前携白書『ジェトロ貿易投資白書2008年度版』p.11
- (5) 前携白書『ジェトロ貿易投資白書2008年度版』p.12
- (6) The International Chamber of Commerce “Uniform Customs and Practice for Documentary Credits”
- (7) “Subject to Uniform Customs and Practice for Documentary Credit (1974 Revision) International Chamber of Commerce, Publication No.290”の文言の導入により、各銀行はこの信用状が改訂統一規則に準ずるかどうかが決まる。
- (8) 拙稿 “Business Negotiation as the core of the Int’l Business Communication” 神奈川大学国際経営論集第23号2002年p.252
- (9) “Subject to Uniform Customs and Practice for Documentary Credit (2007 Revision) International Chamber of Commerce, Publication No.600”
- (10) 『ICC荷為替信用状に関する統一規則及び慣例UCP600 2007年改訂版』国際商業会議所日本委員会 2007年2月p.15
- (11) 同携書p.58
- (12) 前拙稿 “Business Negotiation as the core of the Int’l Business Communication”pp254-255.
- (13) POLINET:船会社、フォワーダ、検数・検量業者を結ぶEDI
S.C.Net; 企業と船会社を結ぶEDI
全銀システム; 国内の銀行間を結ぶEDI
SWIFT; 国際間の銀行を結ぶEDI
ファームバンキング; 銀行と企業を結ぶEDI
- (14) 2009年4月7日 海事新聞
- (15) これはEDEN; Electronic Delivery Negotiable Documentsとよばれ通産省の電子商取引共通基盤整備事業のひとつとして、1972年、情報処理振興事業協会の公募により採択された。このプロジェクトでは、船荷証券、商業送り状、梱包明細を電子化し、船荷証券の発行、買取り処理および貨物引渡し、そして船荷証券の回収までの貿易金融取引

にかかわる業務を電子的に処理する実験を行なった。EDENプロジェクトの成果はプロジェクトに引き継がれている。

- (16) 佐藤武男著「貿易の電子化の動きと銀行の対応」GLOBAL Angle 2007 5月 三菱UFJリサーチ&コンサルティングp.13
- (17) 同掲雑誌 p.14
- (18) 井上英也著『エレクトロニック・コマース入門』日本経済新聞社1998年pp.26-29
- (19) 前拙稿 “Business Negotiation as the core of the Int'l Business Communication”p.263-264
- (20) アジアの電子貿易化、
 - ①PAA(Pan Asian e-commerce Alliance)の概要
アジアのクロスボーダにおける電子貿易ネットワークで各国の税関のアライアンス
 - ②PAAは荷主間の貿易データの電子化
 - ③アジア経済圏における通関などの電子貿易取り引きの唯一のネットワーク
 - ④安全なIT基盤の構築と、貿易のシームレスな環境の提供が目的である。
 - ⑤設立は2000年7月で、メンバーは日本・中国・韓国・香港・台湾・マカオ・シンガポール・マレーシア・タイの9カ国で、アジア26万社の貿易関連企業が顧客となる。
 - ⑥日本では、港湾EDIシステム、Sea-NACCSなどを接続し、関係省庁の手続きを一つの窓口でできるようにして、貿易手続きの簡素化や電子化を官民で行う音頭をTEDIClubが進めてきたが、NTTデータサービスが共通Gatewayをめざしている。
前掲雑誌「貿易の電子化の動きと銀行の対応」p.16

参考文献

- アマーティア・セン著、杉山武彦訳『不平等の経済論』日本経済新聞社、1977
- アマーティア・セン著、大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者－経済学－倫理的探究』勁草書房、1989
- 本多光雄著『産業集積と新しい国際分業』文真堂2007年
- 秋山憲治著『米国・中国・日本の国際貿易関係』白桃書房2009
- International Trade -Selected Readings by Jagdish N.Bhagwati 1981
- 小島清著『世界貿易と多国籍企業』創文社1975
- 猪谷善一著『国際貿易の理論と政策』文化書房博文社1977
- 久保田順著『貿易の理論と政策』新評論1972
- 小峯登著『信用状統一規則』ICC東京1966
- 『信用状の知識』ICC東京1974
- ICC Uniform Customs and Practice for Documentary Credits : UCP500
by International Chamber of Commerce The World Business Organization
- ICC荷為替信用状に関する統一規則及び慣例1993年改訂版No.500
- ICC荷為替信用状に関する統一規則及び慣例2007年改訂版No.600
- ICC Uniform Customs and Practice for Documentary Credits : UCP600
by International Chamber of Commerce The World Business Organization
- JETRO貿易投資白書2008
- 社団法人日本貿易会『日本貿易の現状』2009
- 井上洋著『信用状の実務手続き』同文館出版2007
- 井上能行著『電子決済システムのしくみ』日本実業出版社2000
- 高橋秀雄著『電子商取引の動向と展望』税務経理協会2001
- WWW.bolero.net